

○日本国憲法 ○教育基本法
○学校教育法 施行令・施行規則
○社会教育法
○学習指導要領
「社会に開かれた教育課程の実現」
「新しい時代に必要となる
資質能力の育成」

令和8年度 寒河江市立南部小学校グランドデザイン

〈学校教育目標〉

なかま・地域と共に学び、自ら育つ南部っ子

【経営理念】誰一人取り残さず 子供の可能性を引き出す学校づくり

○第4期教育振興基本計画
○第7次山形県教育振興計画
「ウェルビーイングを目指し、
多様性あふれる持続可能な社会の
実現を担う山形の人づくり」
○第3次寒河江市教育振興計画
「一人ひとりが幸せや生きがいを感じ
豊かな未来を創造していく人づくり
～寒河江市民みんなで「育つ」「育てる」～

自らの人生を舵取りするための4つの資質能力 ～「幸せ」を見つける力～

自分で考え行動する力【自律】

踏み出す力【挑戦】

人を大切にする力【尊重】

考え抜く力【創造】

子供像
自ら伸びようとする
子供

学校像
誰もが大切にされる
あたたかい学校

教職員像
質の高い教職員集団

まず行動
すぐに修正・改善
AAR サイクル

Anticipation
【見 通 し】
Action
【行 動】
Refraction
【振 り 返 り】

学びづくり 学習支援
主体的に学ぶ子供
主体的・協働的に学ぶ子供の育成

自分らしい学びができる学校

学び問い続けることで自分を磨く
教職員（**試行錯誤力**の向上）

- ◆主体的・対話的で深い学びの実現
 - ①自ら学ぶ力の育成
 - ②子供の心や感情を深く動かす体験活動の充実
 - ③個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
 - ④スタートカリキュラムの実践
 - ⑤「言葉」で思考する習慣の形成
 - ⑥教科担任制・異学年交流の推進

行動づくり 児童支援
他者を尊重し対話できる子供
自分も仲間も大切にできる子供の育成

安心できる居場所がある学校

人（子供・教職員・保護者・地域）と
つながる教職員

- ◆児童支援（生徒指導）実践上の4つの視点をもって
 - ①安心・安全な学校づくり
 - ②違いを優劣なく認め、尊重し合う学校・学級づくり **-自由の相互承認-**
 - ③唯一の存在としての自分づくり
 - ④自己決定する場の積み重ね（当事者意識）
 - ⑤対話を通して合意形成する場（子供どうしを言葉でつなぐ）
 - ⑥行動の教育（行動の振り返りと改善）

体づくり 健康支援
自分の身体を知る子供
自律的に健康づくりができる
子供の育成
元気で笑顔あふれる学校

心身ともに健康な教職員

- ◆自分らしく生きる「いのちの教育」
 - ①教科体育の充実
（体力の向上及び運動好きな子供の育成）
 - ②望ましい生活習慣・食習慣の確立
（自己コントロール）
 - ③学びを通した危機管理意識の向上
と組織的な即時対応
 - ④働き方改善の更なる推進
（より質の高い教育を目指して）

「心理的安全性の保障」（対話を軸とした学校経営 エラー＆ラーン） 「問い直しと新たな取組みの創造〈アンラーン〉」
「自己肯定感の向上」（生きていくため・**幸せ**になるための根本的な力 『6つの感』）

学校・保護者・地域が「**当事者意識**」をもち、子供の成長を支える学校〈学校運営協議会・地域学校協働本部の充実〉